

オープン・イノベーションと知的財産を巡る 現状等について

2008年2月5日

知的財産戦略本部

知的財産による競争力強化専門調査会

目次

I. オープン・イノベーションのニーズの高まり

1. オープンイノベーション

- ①オープンイノベーションの観点からの検討
- ②2つのイノベーションモデル
- ③近年のイノベーション環境の変化

2. 米国の現状

3. 我が国の現状

II. 取り組むべき課題

1. 新たな創造環境の創出

- (1)技術情報へのアクセスの抜本的改善
- (2)研究開発目的等のデジタル情報利用の円滑化
- (3)ネット環境の安全性、信頼性の確保

2. 技術移転の促進

(1)特許流通市場の現状

- ①技術提供側の現状
- ②技術導入側の現状
- ③仲介ビジネスの現状
- ④知財活用ビジネスの現状(信託、ファンド、融資)

(2)特許流通市場の活性化

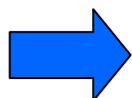
- ①知財活用ビジネスに必要な能力
- ②企業における総合的な知財戦略の取組強化
- ③大学からの知財供給の拡大
- ④流通市場活性化のための情報・機会提供
- ⑤ライセンシーの保護強化

(3)国際展開の促進

- ①知的財産の適切な保護
- ②環境技術移転の加速

1. ① 「知財フロンティアの開拓と5つの基本政略」 オープン・イノベーションの観点からの検討

本専門調査会は、報告書「知財フロンティアの開拓に向けて(分野別知的財産戦略)」(2007年11月21日)において、知財フロンティア(技術、制度、市場の3つのフロンティア)の開拓、5つの基本政略と1つの配慮事項を提言



オープン・イノベーションの観点から知財フロンティアを深掘り

オープン・イノベーション

基本戦略

(※ 括弧内はオープン・イノベーションに関する検討事項の例)

技術フロンティアの拡大

基本特許(上流)を確保し、幅広く(下流まで)技術を押さえる

(産学連携)

制度フロンティアの拡大

新ビジネス開拓を促進する知財制度の整備

(OSS)

市場フロンティアの拡大

優れた技術の共通基盤化

(パテントプール、技術標準、コモンズ等)

中小企業による知財の積極活用

(知財活用への支援の強化)

国際展開の促進

(国際的な技術移転)

<配慮すべき事項>

濫用的な権利行使(「パテント・トロール」)への対応

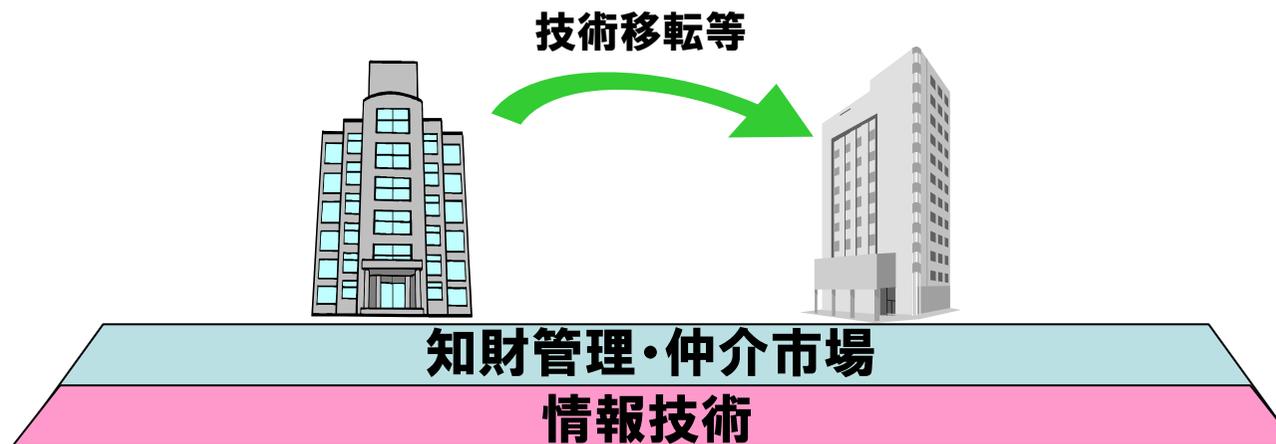
1. ② 2つのイノベーション・モデル(その1)

クローズド・イノベーション

研究開発から製品化までを垂直統合の形で全てを自社内で完結させるモデル

オープン・イノベーション

外部の知識・技術を活用しつつ研究開発や事業化を行うモデル



「ビジネスモデルをオープン化し、アイデアやイノベーションの**仲介市場**の可能性を追求し、価値創出のために**知的財産**を効果的に管理することが重要」

「今変わりつつある点は、**情報技術**がこれらの非効率性のある程度軽減し、**アイデアの市場**を現実的にしてくれる**企業の参入を促進**している点だ。」

(資料)ヘンリー・チェスブロウ著、栗原潔訳『オープンビジネスモデルー知財競争時代のイノベーション』2007年11月

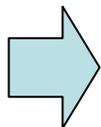
1. ② 2つのイノベーション・モデル(その2) オープン・イノベーションにおけるライセンス供与の類型

- ① 自社で技術を「囲い込み」、それに基づいて技術革新を達成するというモデル
 - ② 一定の技術や情報を幅広く「共有」し、その成果に基づいてさらにイノベーションがもたらされるというモデル
- (資料)産業構造審議会情報経済分科会「情報経済社会の課題と展望～情報経済・産業ビジョンのフォローアップ～」2006年7月

囲い込み	独占的技術移転	(非独占的)技術移転		
	M&A/譲渡	クロスライセンス	パテントプール	コモンズ
	独占的ライセンス			OSS開発
知財囲い込み	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 権利譲渡 独占的ライセンス </div>	選択的ライセンス	非差別的ライセンス	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ライセンス 無償・非差別的 権利放棄 </div>

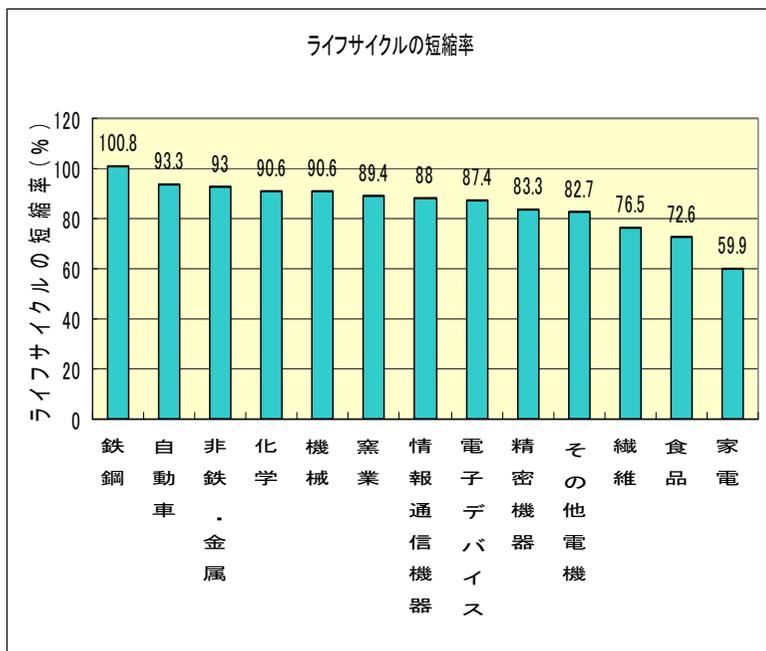
Ⅰ. ③ 近年のイノベーション環境の変化

- (1) グローバル経済化による競争激化、製品ライフサイクルの短縮、技術開発コストの上昇
- (2) 有用な知識・技術の分散・拡散と情報化社会の進展による利用可能性の増大



内部リソースの「選択と集中」と外部リソースの活用・協業によるイノベーションの効率化の必要性の高まり

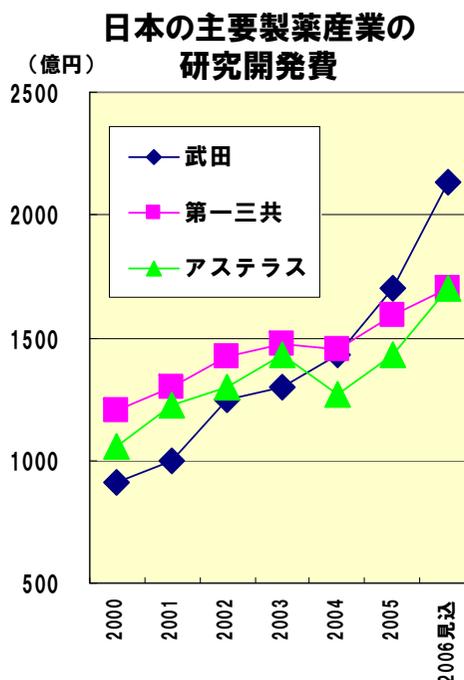
商品のライフサイクルの短縮化



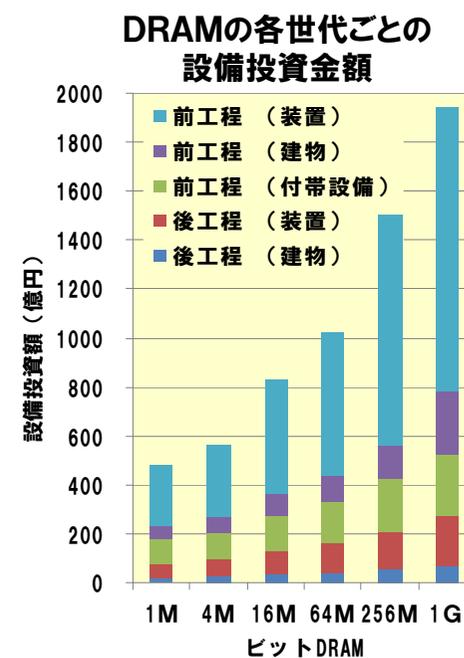
(資料)経済産業省他「2007年版ものづくり白書」2007年5月

(注)ライフサイクル短縮率=
 (主力製品の現在のライフサイクル年数(産業別平均値)) / (主力製品の5年前のライフサイクル年数(産業別平均値))

技術開発等のコストの上昇



(資料)医薬産業政策研究所「製薬産業の将来像～2015年に向けた産業の使命と課題～」2007年5月



(資料)半導体産業研究所 (SIRIJ) 調査 6

2. 米国の状況(その1)

① 広がるオープン・イノベーションの取組

様々な業種への広がり(※1)

○IBM(情報通信産業)

(社内外のリソースをイノベーションの源泉として位置づけている。パテントコモンズ設立の立役者。オープンとクローズを柔軟に使い分けることで、オープンソース開発の方向性をリード)

○シスコシステムズ(情報通信産業)

(製品の約9割は外部パートナーが関わり創出。オープンイノベーションプロジェクトによりコストダウンを実現)

○P&G(一般消費財産業)

(社外リソースの力を商品開発に活かす戦略を推進したことにより、研究開発の生産性は60%増加、イノベーションの成功率は2倍以上に拡大。少ない費用で新製品を開発可能に)

○デュポン(化学産業)

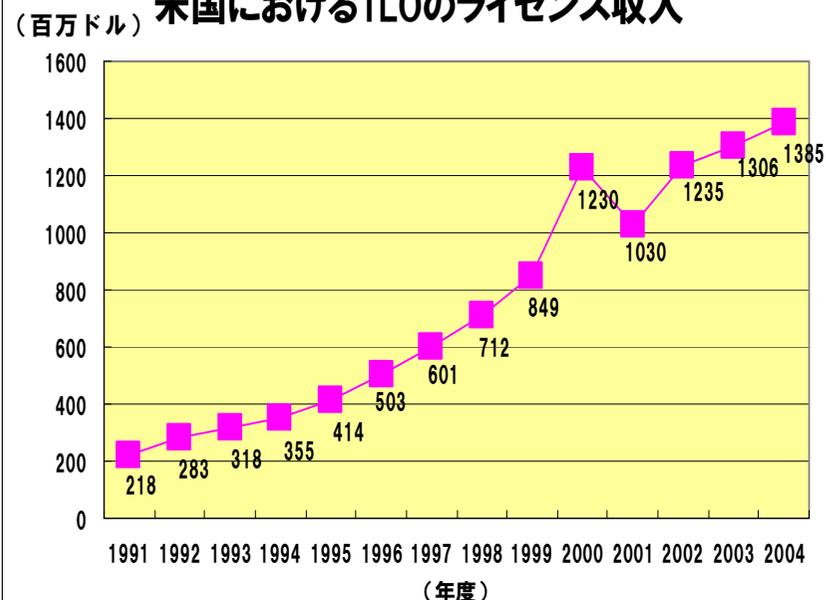
(自社外の研究ソースのアイデアを取り入れつつ社内で生み出すアイデアを外部に提供して製品作りと収入源を拡大。製品売り上げと並ぶ収入源の一つとしてライセンスを重視)

○メルク(製薬・バイオ産業)

(ライセンスを中心とした他企業との戦略的連携により、開発のスピードアップ、効率化を図る。開発アーリーステージでの提携により、「可能性がある技術」をより安く、幅広く入手)

盛んな大学のライセンス活動(※2)

米国におけるTL0のライセンス収入



※1 (資料) ワシントンコア「JETRO NY知的財産部委託調査:米国企業の新・知財戦略～『オープンイノベーション時代』における知財管理～」2006年12月

※2 (資料) AUTUM Licensing Survey 2004

ネット技術の発展による情報へのアクセス容易化により個人、ベンチャー等イノベータ層が拡大

2. 米国の状況(その2)

② 仲介ビジネスの興隆と知財流通市場の拡大

技術移転・特許流通市場の規模

民間仲介業者の扱った取引額は470億ドル^{※1} (2002年度推計値)

(ライセンス取引業者の収入(165億ドル^(※2))及び取引額の成功報酬(35%^(※3))から推計)

仲介業者の例^{※1}

事業者名	サービス内容
IP Capital Group	IBMをはじめ幅広い業種の企業と460件以上もの知的財産契約を締結し仲介手数料を得ている。
Ocean Tomo LLC	知財評価及び流通オークションのサービスを提供。2007年4月に開催された公開ライブオークションでは総落札額1100万ドル(約12億円)。
Intellectual Ventures	外部からの調達も含め、顧客企業の事業の防衛のための特許群の形成(特許ポートフォリオ形成)や活用等を実施。

※1 (資料) 株式会社ニッポンテクニカルサービス「米国の技術移転市場に関する調査研究報告書」平成19年6月

※2 (資料) 米国商務省国勢調査局「経済統計」2002年

※3 Patent Solutions社のインタビュー結果を参考としている。

3. 我が国の状況(その1)

①特許流通市場の現状

我が国の技術移転・特許流通市場は米国と比較して未だ萌芽段階

民間仲介業者の扱った取引額は19億円^(※1)(米国:5.2兆円)^(※2)

(自治体や国等の社外アドバイザーやコーディネータが扱った取引額は133億円)

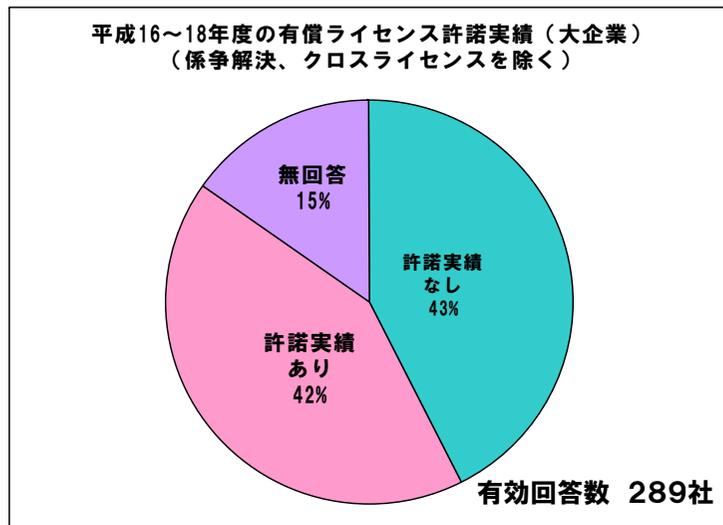
(資料)株式会社野村総合研究所「特許流通市場の育成状況に関する調査研究報告書」平成19年6月)(※1)クロスライセンスを除く(※2)1ドル=110円で計算

大企業において、有用な技術が埋もれている可能性あり

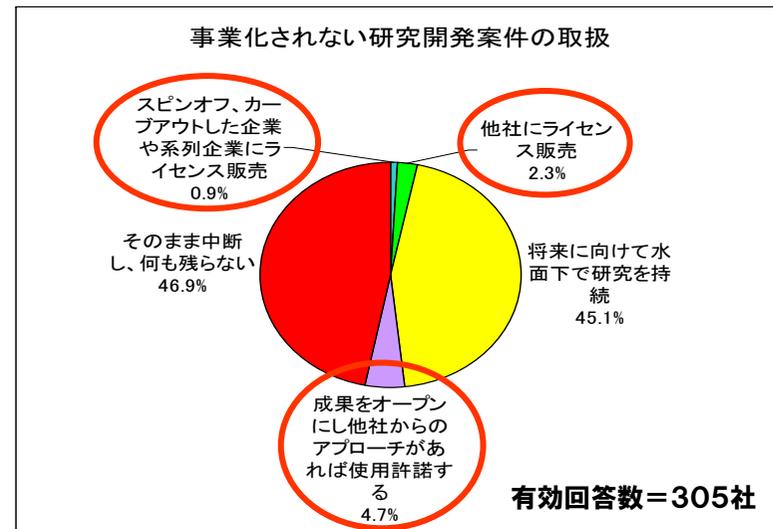
ライセンス実績のない大企業は43%(ただし、クロスライセンス等は除く)

(無回答企業は実績がないと考えると、実績のある企業は42%)

自社で事業化されない研究案件で他社にライセンスされるものは8%以下



(資料)株式会社野村総合研究所「特許流通市場の育成状況に関する調査研究報告書」平成19年6月
日本知的財産協会会員企業に対するアンケート調査



(資料)経済産業省他「2006年版ものづくり白書」2006年6月

3. 我が国の状況(その2)

②大学からの技術移転(その1)

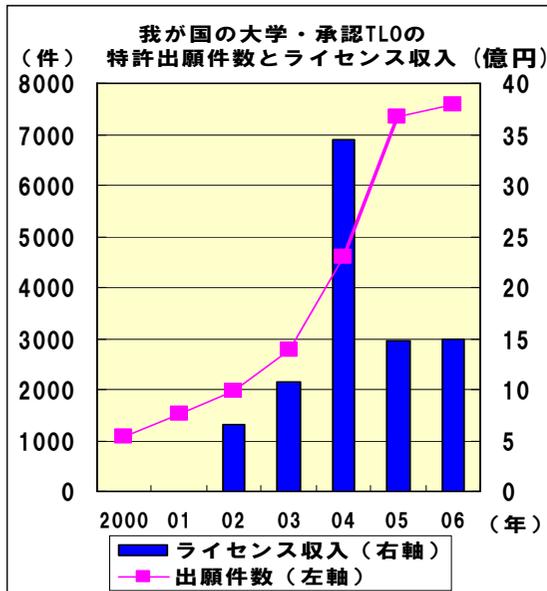
大学からの技術移転はこれから

大学の状況: 大学の特許出願件数は増加

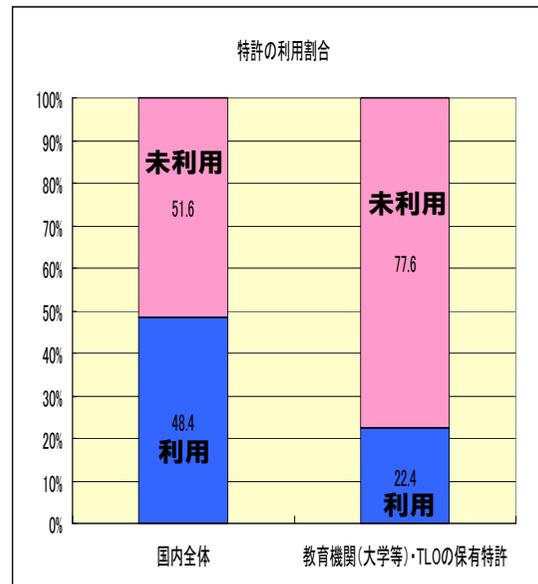
しかし、大学等の保有する特許の利用率(22%)は、全特許の平均(48%)に比較して、低い

ライセンス額も米国を大きく下回る

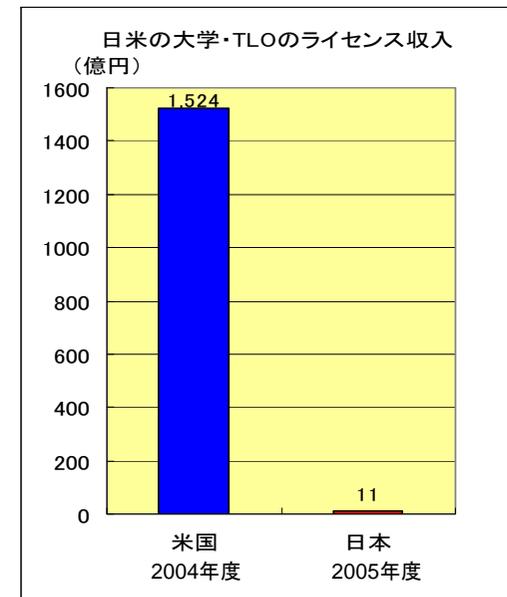
イノベータ: 個人・ベンチャー等が少数。後押しするネットを活用した創造環境に制約



(資料)出願件数 特許庁「特許行政年次報告書 2007年版」。ライセンス収入はTLOと大学のライセンス収入の合計値(文部科学省、経済産業省調べ)。なお、大学の収入は2002年は国立大学等、2003年は国公立私立大学等を対象



(資料)特許庁「平成18年知的財産活動調査報告書」平成19年3月



(資料) AUTUM Licensing Survey 2004 発明協会「大学技術移転サーベイ 大学知的財産年報 2006年度版」¹⁰ 1ドル=110円で換算。

3. 我が国の状況(その2)

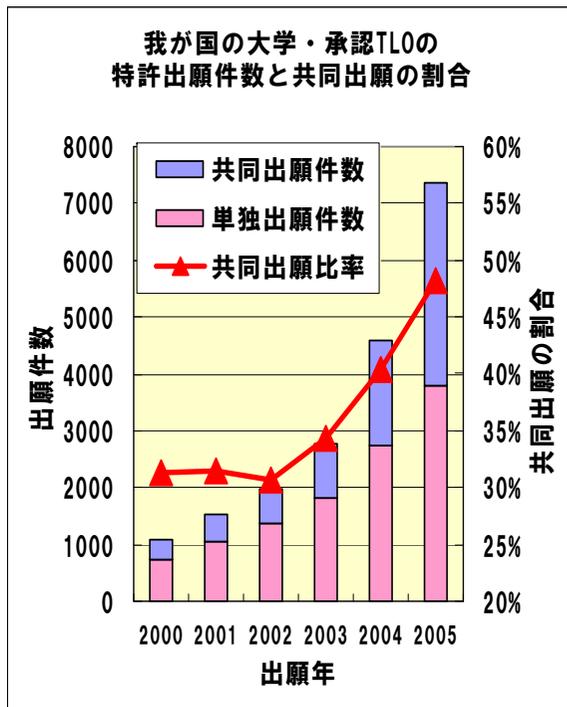
②大学からの技術移転(その2)

共同出願(共有特許)の増加

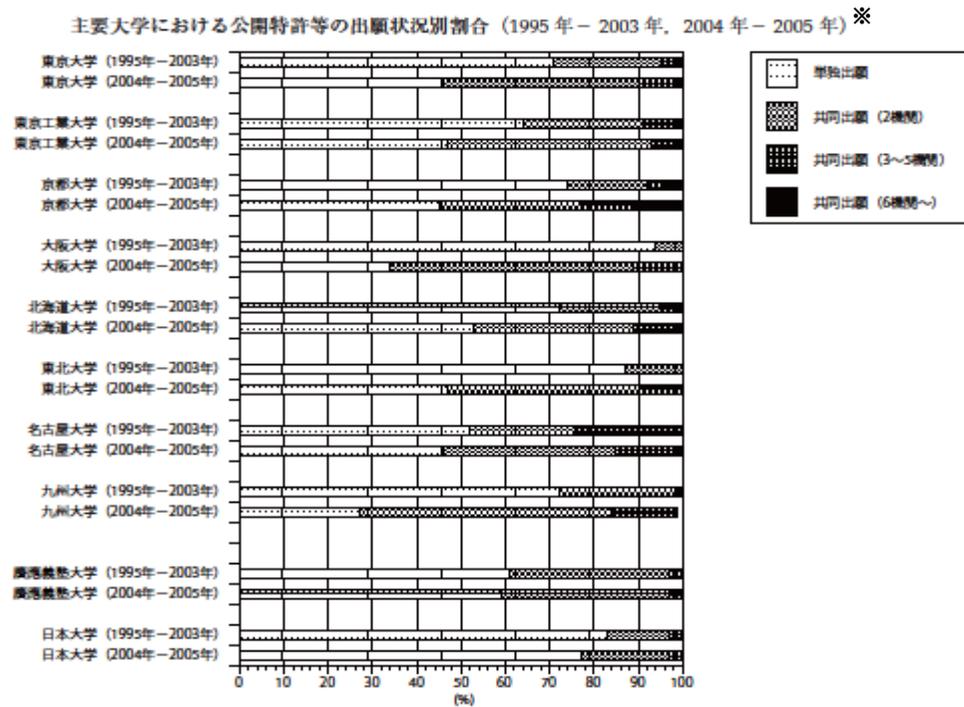
近年、大学と企業等との共同研究における共同出願が増加

特に国立大学法人の場合に増加傾向が顕著

米国では、共同出願は少なく、大学や企業による単独出願が多数(※)



(資料) 特許庁調べ



※(資料) 一橋大学「上流発明の効果的な創造と移転の在り方に関する研究ー共有にかかる特許権を一つのフォーカスにしてー」平成19年3月

3. 我が国の状況(その2)

②大学からの技術移転(その3)

大学からのライセンスが少ない要因として考えられる例

(研究戦略)

- 研究テーマの設定段階から、将来の特許の獲得・活用可能性が十分考慮されていない。

(権利取得戦略)

- 出願より論文発表を優先するあまり、権利取得が困難となる場合がある。
- 周辺特許も視野に入れた内外での権利取得が迅速になされていない。
- 権利取得やその維持管理に必要な資金が十分確保されていない。

(出願の実態)

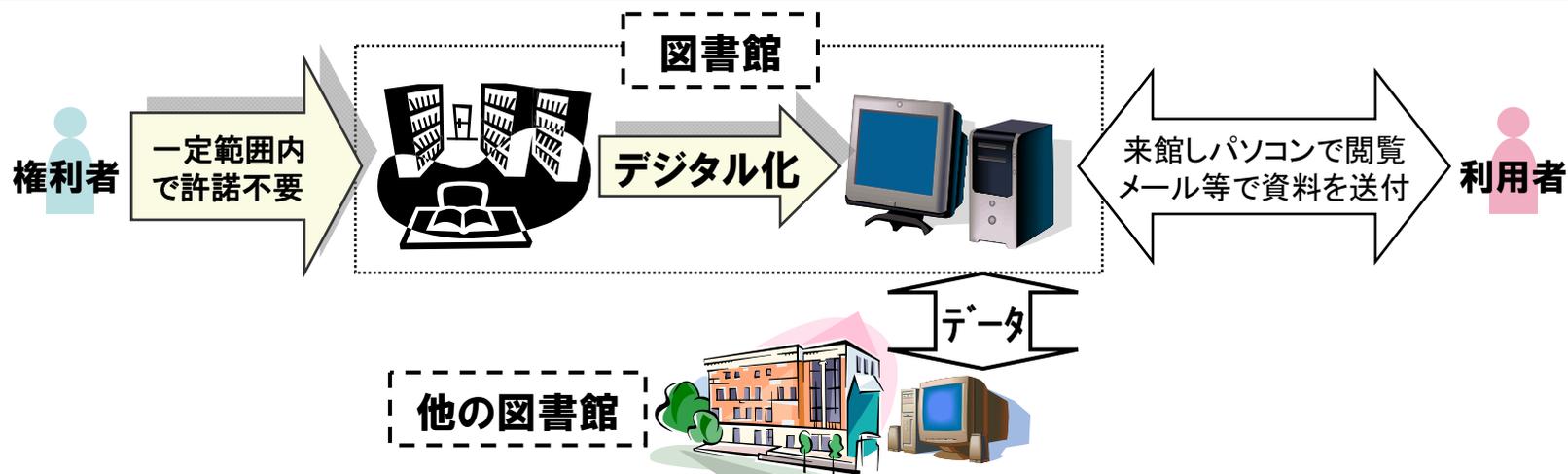
- 特許出願件数の「量」の確保が優先されている。

II. 取り組むべき課題 1. 新たな創造環境の創出 (1)①学術情報へのアクセスの抜本的改善

国民の知的資産である国立国会図書館(880万冊)を始めとする図書館の蔵書をデジタル技術やネット等を用いて国民の利用に資することが重要

(課題)

- ①蔵書のデジタル化に関する法律上の位置付けが不明確
- ②本館と分館間や異なる図書館間のデジタル情報の相互利用ができない
- ③図書館に出向けば一部複製物の提供が受けられるが、FAX、電子メール、ネットを利用した提供が受けられない



一定の範囲内で図書館が権利者の許諾なしに蔵書をデジタル化することを検討
一定の範囲内で図書館間でのデータのやり取りや利用者への資料提供の在り方について見直しを検討

1.(1)②特許情報の利用環境の整備

- 特許情報DBの研究現場での活用不十分(研究開発戦略策定等)
- 国と民間事業者による、海外特許情報を含む特許情報の充実に期待

Copyright (C) 1999-2007 JPO and INPIT
あなたは43,402,349人目の来館者です。

特許情報データベースの充実や民間事業者が特許情報を提供しやすくするための環境整備を検討

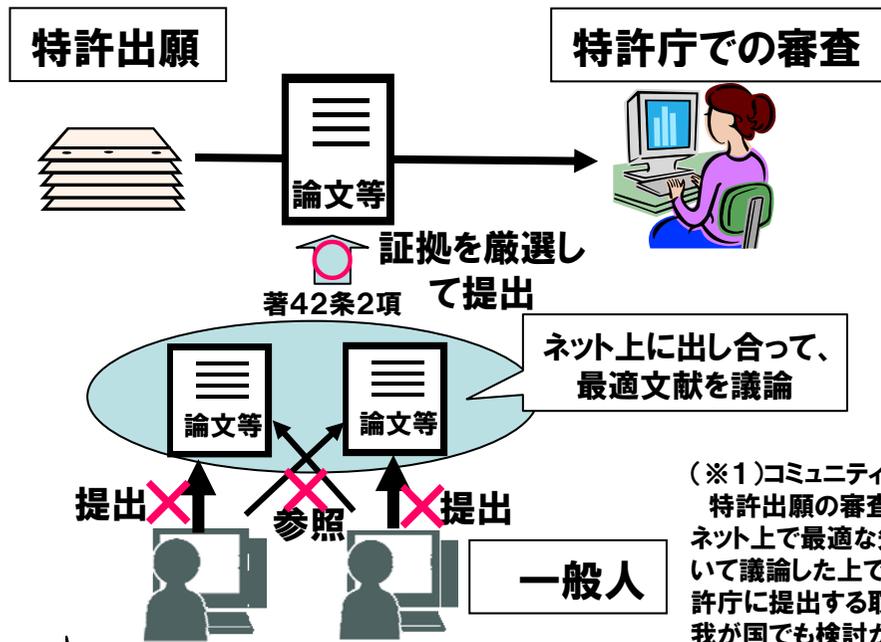
1. (1)③ 先行技術文献等へのアクセスの抜本的改善

特許審査の迅速化・質の向上を図るためには、公衆の知見の活用が有効

特許庁に提出する先行技術文献等の情報を公衆がネット上で共有できることが重要

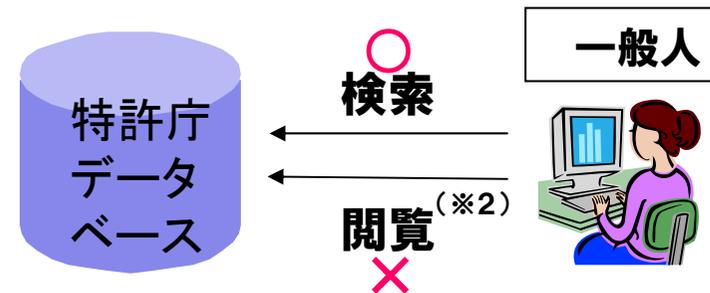
一般人が特許庁内のデータベースを通じての先行技術文献等へアクセスを円滑化することが重要

コミュニティ・パテント・レビュー^(※1)



(※1)コミュニティ・パテント・レビュー
特許出願の審査に際して、公衆が
ネット上で最適な先行技術文献につ
いて議論した上で、証拠を厳選して特
許庁に提出する取組。米国で試行中。
我が国でも検討が行われている。

特許庁保有の非特許文献DB



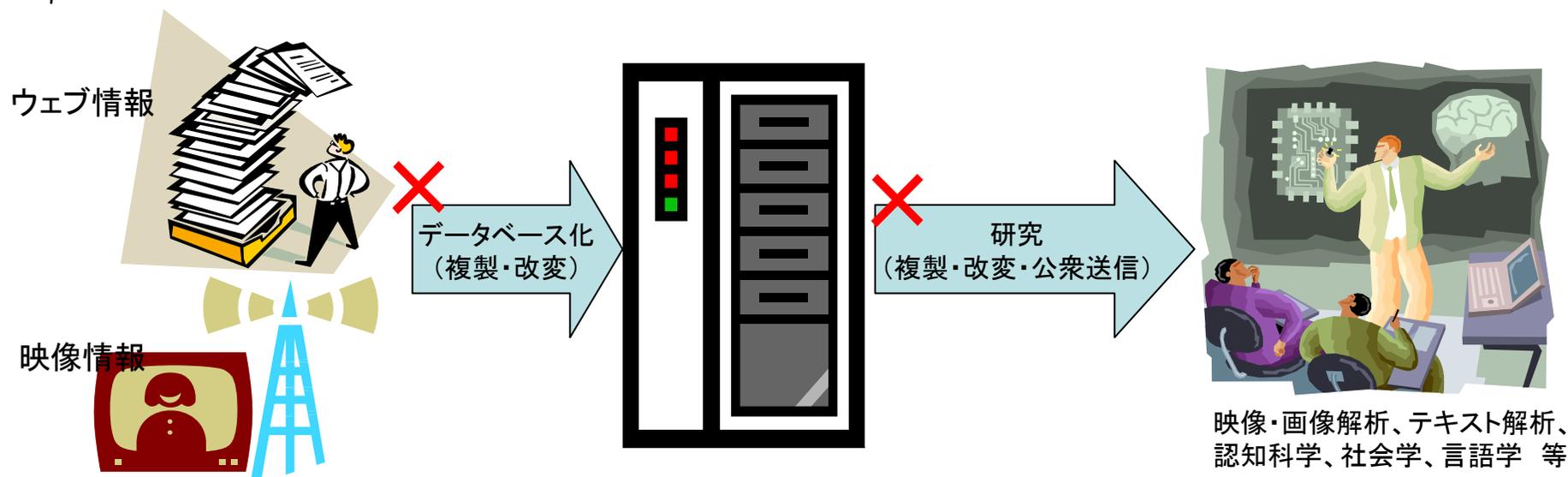
(※2)許諾を得た一部の文献は閲覧可能。

先行技術文献等へのアクセスを円滑化するための方策を検討

1. (2) 研究のための映像・テキスト情報の利用促進

映像・画像解析、テキスト解析等の技術は、高度情報化社会を支える基盤的技術。研究開発のために、映像、画像、テキスト等に関する膨大な情報のデータベース化が必要なところ、事前に権利者からの許諾を得ることは事実上困難。

研究への萎縮効果



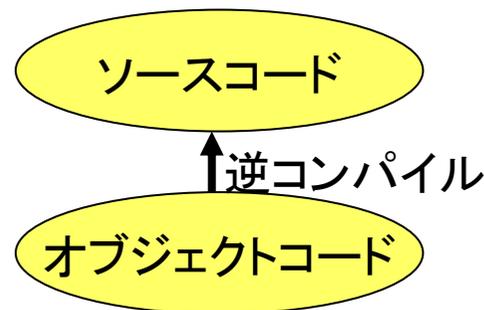
研究のための著作物の利用を促進する方向で、制度の在り方を検討

1. (3) ネット環境の安全性、信頼性の確保

ネット環境の安全性を確保するためには、ウィルス対策ソフトウェアの開発や暗号ソフトウェアの開発が不可欠。

その際、既存ソフトウェアの解析(逆コンパイル等)が不可欠。

ソフトウェア解析の著作権法上の位置付けが明確でないと、研究が萎縮するおそれ。



安全性確保のため、ソフトウェア解析を円滑に行うことのできる枠組みを検討

利用者の行動履歴情報等を活用した、きめ細やかなコンテンツ提供サービスの展開が予想されるところ、利用者に関する情報の取扱いについて懸念が生じつつある。

利用者のプライバシー保護の在り方について検討

2. 技術移転の促進(1)特許流通市場の現状

①技術提供側の現状

- 一部の企業には、自社特許を活用し流通させる動きがあるが^(※1)、多くの企業においては、**自社の知財の把握と整理**ができておらず、単にコストになっている可能性あり^(※2)
- 特許取得の目的を、自社利用のための発明の権利保護や防衛的出願としており、**将来のライセンス供与を狙いとした特許権の取得はしていないとの指摘**^(※3)
- (中小企業は)自社の技術の提供により、事業化による利益を奪われることを懸念^(※4)

※1 特許庁「知財戦略事例集」事例287(抜粋)

数年前に、ライセンス収入の拡大を目指して、権利行使することを念頭に保有特許の整理をし、有効活用したところ、目標以上のライセンス収入を得ることができた。

現在は、研究開発段階からライセンス料の獲得を念頭においており、今後はさらに多くのライセンス収入を期待している。

※2 経済産業省「知的財産の流通・資金調達事例調査報告」2007年11月

※3 ニッポンテクニカルサービス「米国の技術移転市場に関する調査研究報告書」2007年6月

※4 特許庁「知財戦略事例集」2007年4月、事例27、301

2. (1)②技術導入側の現状

- 「ものづくり精神」の気質や自社開発志向が強い(※1、2)
- 技術導入の可能性があっても、その後の製品化・事業化等のマーケティングができる人材の不足(※3)
- 経営戦略の流出を懸念し、自らのニーズの提示に消極的

※1 特許庁「知財戦略事例集」事例34(抜粋)

当社が他社からライセンスを受けることは緊急避難であり、基本的には独自開発を目標としている。

しかし、現実には、事業拡大や商品改良などの事業戦略上、他社特許を利用したいということもあるので、事業戦略の状況によっては、他社とライセンス交渉をする。

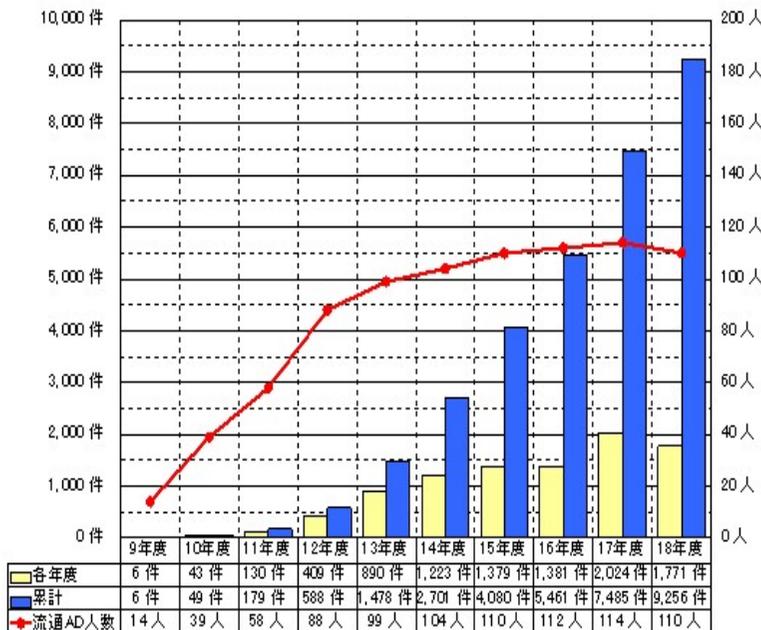
※2 ニッポンテクニカルサービス「米国の技術移転市場に関する調査研究報告書」2007年6月

※3 経済産業省「知的財産の流通・資金調達事例調査報告」2007年11月

2. (1)③ 仲介ビジネスの現状

- 特許流通データベースや特許流通アドバイザーが活用されつつある
- 仲介ビジネスとして、民間の流通事業者は約20～30社、兼業が多い
- その活性化のためには、流通する特許の質・量ともに拡大が必要

特許流通アドバイザーの支援による
ライセンス等の契約件数推移



(資料) 工業所有権情報・研修館「特許流通促進事業の経済的
インパクトについて」2007年4月

民間の流通事業者

特許情報・研修館のウェブサイト上の知的
財産権取引事業者リストに掲載された流
通事業者約90社^(※1)のうち、実際に取引
仲介を行っているのは2～3割程度^(※2)

メイン業務は、特許調査、コンサルタント業
務等であり、仲介業務は兼業^(※2)

民間の取引業者の大部分は、大企業の案
件を取引対象にしたいと考えている^(※2)

(※1) (資料)工業所有権情報・研修館Webサイト
<http://www.ryutu.inpit.go.jp/>

(※2) (資料)経済産業省「知的財産の流通・資金調達事例調
査報告」平成19年11月

2.(1)④知財活用ビジネスの現状～(a)知財権信託

平成16年の信託業法改正により、知的財産権が受託可能となり、信託業の担い手が金融機関以外にも拡大。活用事例も出始めている。

知財信託の種類

- ・ **管理型** : 特許等の管理(ライセンス付与仲介、侵害対策等)のアウトソーシング。
(例:グループ各社の知財を親会社が一括管理し効率化を図る。)
- ・ **資金調達型**: 信託受益権を譲渡し、その譲渡代金を委託者が収受することで資金調達を行う。

知的財産信託の活用事例(管理型信託)

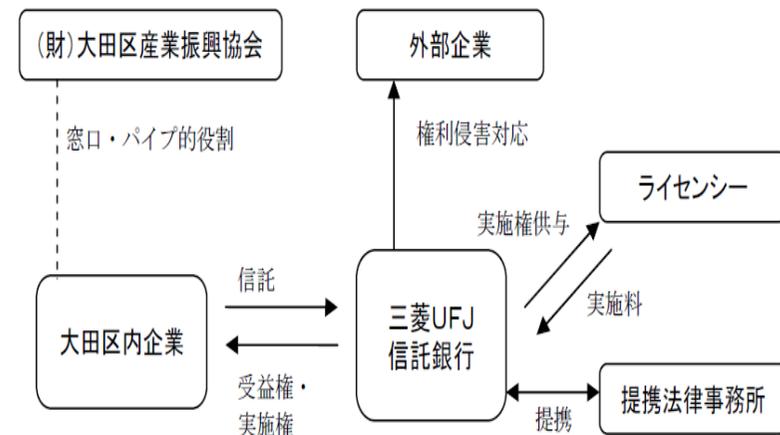
- 当社特許に興味を持つ大手メーカーが現れたが、当社にはライセンス経験や体制がなかった。地域の団体に紹介された信託銀行に信託したところ、すぐに大手メーカーとのライセンス交渉を行い契約を締結してくれた。今後はライセンス料が入ってくる予定であり、知財信託を利用して本当によかったと思っている。(※1)
- 当大学の特許を有効活用するため、国際的なネットワークを有する信託銀行に、ライセンス先をグローバルに探してもらうこととなった。現在は、管理型信託であるが将来的には、信託受益権の販売による資金調達を予定している。(※2)

※1 特許庁「知財戦略事例集」2007年4月、事例307

※2 特許庁「知財戦略事例集」2007年4月、事例308

三菱UFJ信託銀行の信託を利用した知財管理のアウトソーシングの事例 (※3)

<大田区の事例>



2.(1)④知財活用ビジネスの現状～(b)ファンド

ファンド: 他社から資金を集めて事業・投資を行い、その投資利益を出資者に分配。
 知財に着目したファンド及びその活用の事例が出現している。

ファンドの活用事例

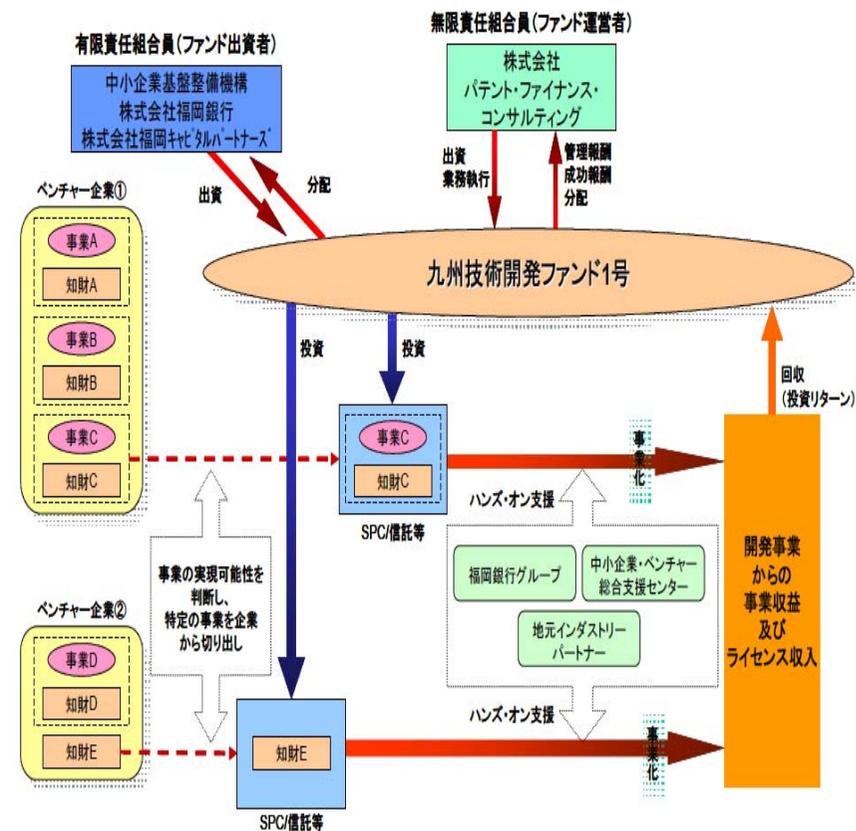
～九州技術開発ファンド1号の例※1～

- メカトラックス社は、2足歩行ロボット技術を有していたが、資金上の問題から事業化ができなかった。
- ファンド運営者は、事業化前段階では使えない従来の知財の評価手法に代えて、独自に1億円と評価。
- メカトラックス社は特許(出願)の権利をSPC(特定目的会社)に譲渡し、資金1億円を獲得
- SPCは、事業収益から成功報酬を受け取るとともに、追加の特許出願や外国出願を行って、強固な特許権網を構築することにより価値をより高めている

※1 (資料) 日経ビジネス「カネになる知財」2007年10月22日

※2 (資料) パテント・ファイナンス・コンサルティング プレスリリース

【参考】九州技術開発ファンド1号のスキーム(※2)



2.(1)④知財活用ビジネス～(c)知財担保融資

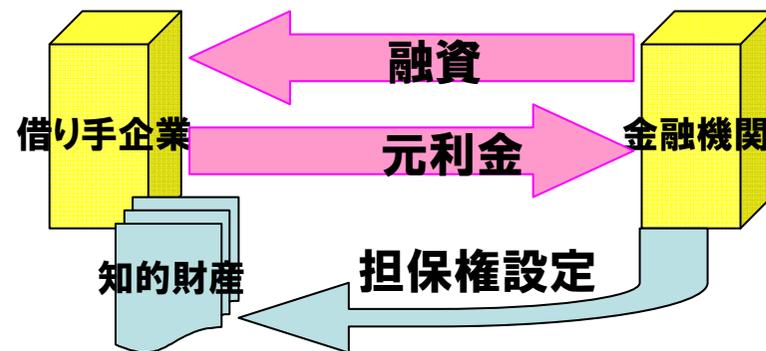
【知的財産権担保融資とは】

従来型担保(土地・建物等の不動産担保、有価証券担保等)が不足している成長企業に対し、市場性のある特許権、著作権等の知的財産権を担保として実施する融資

⇒ 対象となる知的財産権をベースとした「事業」の予想キャッシュフロー現在価値を評価して融資を行うため、売上が全く上がっていない事業に対する知的財産権は(融資の)対象外^(※2)

知財担保融資の活用事例^(※3)

- 情報データベース(DB)作成企業のDBを担保に数千万円の協調融資を実行。当該企業は調達した資金で新たなDBの作成に取り組む。
- 建築工法の実用新案権を担保に建築会社に2億円の融資を実施。



【融資実績^(※2)】

日本政策投資銀行 : 約300件、約180億円(2007年7月時点までの累計)

民間金融機関 : 20～30件、20億円程度(2007年3月末時点の残高^(注))

(注) 日本政策投資銀行との協調融資分も含む可能性あり

※1 (資料) 日本政策投資銀行HP

※2 (資料) 経済産業省「知的財産の流通・資金調達事例調査報告」2007年11月

※3 (資料) 平成18年2月28日付 日経新聞

2.(2)特許流通市場の活性化

①知財活用ビジネスに必要な能力

新たな市場開拓の支援をする知財活用ビジネスの興隆の兆し

「知財」単独での
価値評価は困難



知財を当該知財を活用した
事業と一体的に総合評価

知財活用ビジネスに必要な能力

- ◇ 市場のニーズ調査、ニーズに即した技術開発
- ◇ 技術を活用した事業の将来性を評価
- ◇ (未利用特許等も含めた) 技術を活用した新ビジネスの提案
- ◇ 知財ポートフォリオの構築能力など付加価値創造力
- ◇ 資金調達力
- ◇ 交渉力



総合プロデューサー機能

2.(2)②企業における 総合的な知財戦略の取組強化

- R&D活動を効率化し、競争力強化を図るために、**オープンイノベーションとクローズドイノベーションを柔軟に使い分ける**戦略が必要
- オープンイノベーションモデルを活用する場合、具体的には次のような取組みが必要
 - ◆前提として、**知財を含めた社内リソースの把握と整理**をすること
 - ◆事業の企画段階から**外部の特許を活用**することも含めた知財ポートフォリオの形成を目指すこと
 - ◆特許取得に際して**ライセンス供与も念頭**におくこと
 - ◆知財活用のため、必要に応じ、外部の**総合プロデューサー機能**も利用すること
 - ◆技術の相互利用の枠組み(次ページ参照)の活用

技術の相互利用の枠組みの強化 (協業の土俵作り)

別紙

(1) 国際標準化の推進

○業種別アクションプランの策定とフォローアップの実施^(*)

○標準化人材育成の施策の検討(標準化に関する資格試験制度の創設等)

(2) パテントプールの一層の活用

○公正取引委員会のガイドラインを周知徹底し、適切に運用^(*)

(3) クロスライセンス、包括ライセンスの活用

○包括的ライセンス契約に係る通常実施権の登録制度
(産業活力再生特別措置法改正で導入済み)

(4) 共同研究(共有特許は意思決定や手続きに時間やコストがかかる点に留意)

(5) パテントコモンズの取り組みの推進

○保有する特許をコミュニティの自由な使用に供する取り組みの普及^(*)

(6) ネット上における情報技術共有の枠組み(再掲)

○著作物(新規、既存)を研究目的で保存、相互利用できる環境整備

(*)「知財フロンティアの開拓に向けて(分野別知的財産戦略)」において検討

2.(2)③大学からの知財供給の拡大

○知的財産の質と量の確保

国際的展開を視野に入れつつ、基本特許を押さえることが重要

◆TLOや大学知財本部による以下の取組の強化

- ①パテント・マップの作成等を通じた、特許化可能性に関する迅速なレビュー
- ②活用を見据えた迅速かつ適切な国内外での権利取得

◆TLOや大学知財本部の評価に関し権利の質を一層重視

◆大学への研究費の給付における権利取得に必要な経費の確保

○産学共同研究の成果の有効活用

共同研究の成果が最大限活用されるための取り扱いについて検討

2.(2)④流通市場活性化のための情報・機会提供

特許流通市場活性化のためには、市場への参加者を質的・量的に拡大し、市場機会を提供することが必要

情報提供による市場参加者の拡大

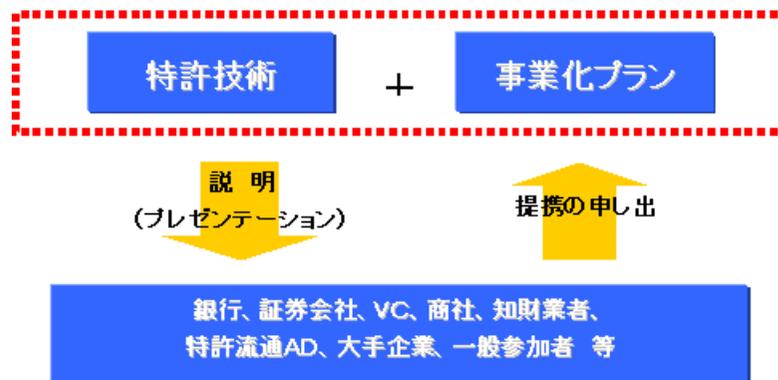


(資料) 工業所有権情報・研修館HP

市場機会の提供

特許ビジネス市

知的財産の事業化への客観的評価、市場価値という社会的尺度が示されるため、発表案件が成約に至る確率が高い



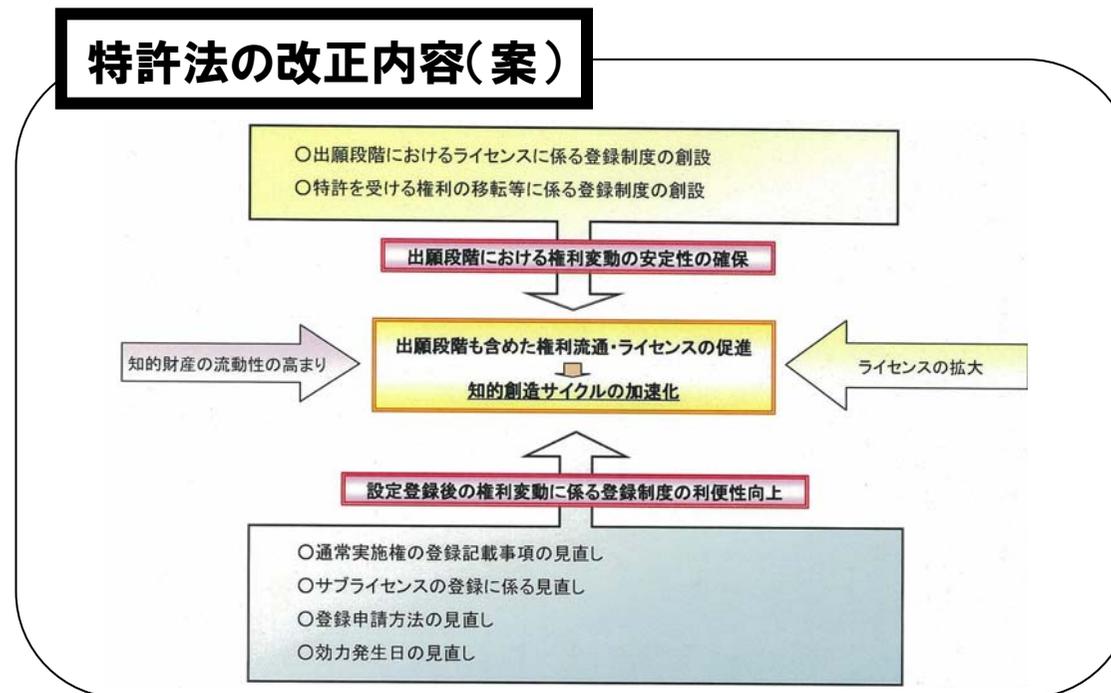
(資料) 工業所有権情報・研修館「特許ビジネス市について(ウェブサイト)」

知財活用ビジネス成功事例集の作成や、特許ビジネス市等の機会の場の提供について検討

2. (2)⑤ライセンシーの保護強化

- オープン・イノベーションを進めるに当たっては、ライセンサーの破産、事業譲渡等があってもライセンシーが保護される仕組みが必要。
- 特許法には、ライセンシー保護のための登録制度があるが、ライセンス内容が開示されてしまうため、ほとんど利用されていなかった。このため、開示内容の一部を利害関係人に限定する等の改正案を国会に提出中。
- しかし、著作権法にはライセンシー保護制度がない。(文化庁にて検討中)

特許法の改正内容(案)



著作権法におけるライセンシー保護のための登録制度の導入の検討

2.(3) 国際展開の促進

① 知的財産の適切な保護

国際的な技術移転を促進するためには、その前提として、知的財産が国際的に適切に保護されることが重要

○国際知財システムの整備

- ・世界特許実現に向けた制度調和
- ・植物品種保護制度に関する国際調和
- ・審査協力による早期権利化への取組

○中小・ベンチャー企業の外国出願の支援強化

○アジア諸国における知的財産に関する人材育成

○模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)の実現への取組の強化

※ なお、技術移転の際には、権利化されていない技術・ノウハウの意図せざる流出にも配慮することが重要。

2.(3)②環境技術移転の加速

環境技術については、国際貢献の観点からも我が国の優れた技術を国際的に普及させていくことが必要

(最近の政府の主な取組)

○福田総理大臣の特別講演(1月26日世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議))

「我が国として実行できることは、優れた環境関連技術をより多くの国に移転していくことです。例えば、我が国の石炭火力発電効率を米、中、インドの3か国に普及させれば、そのCO2削減効果は日本一国の排出量に相当する13億トンになるのです。私は、世界全体で、2020年までに30%のエネルギー効率の改善を世界が共有する目標とすることを提案します。」

「(途上国に対する支援として)我が国は、100億ドル規模の新たな資金メカニズム(クールアース・パートナーシップ)を構築します。」

○JBIC「アジア・環境ファシリティ(仮称)」の創設

・国際協力銀行(JBIC)の出資・保証機能を活用し、民間資金を最大限動員する形で省エネなど気候変動対策への貢献やアジア向け投資の促進を図るもの。

・産投出資:20年度200億円。事業の進捗に応じ、21年度以降追加出資。

○環境に関する移転対象技術の公開

環境省は、我が国企業等の有する地球温暖化防止等に関する技術をホームページにおいて紹介する予定。

(民間における主な取組)

○「エコ・パテントコモンズ」の設立

持続可能な開発のための世界経済人会議、IBM、ソニー、ノキア、ピツニーボウズが環境技術に関する数十件の特許を開放する、「エコ・パテントコモンズ」を設立。